

子どもを虐待から守る条例（平成十六年三重県条例第三十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（子どもを虐待から守る家）</p> <p>第二十一条 知事は、地域における子どもを虐待から守るための取組を促進するため、住宅街、商店街等に居住する者であつて次に掲げる事業について協力が得られるもの（以下この条において「協力者」という。）の居宅を「子どもを虐待から守る家」として指定することができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2）5 （略）</p>	<p>（子どもを虐待から守る家）</p> <p>第二十一条 知事は、地域における子どもを虐待から守るための取組を促進するため、住宅街、商店街等に居住する者であつて次に掲げる事業について協力が得られるもの（以下この条項において「協力者」という。）の居宅を「子どもを虐待から守る家」として指定することができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2）5 （略）</p>